

大分県報

令和三年
号外（三二）
三月三十一日

（水曜日）

目次

県議会議長告示

大分県議会議員の資産等の公開に関する規程等の一部改正……………一

選挙管理委員会告示

公職選挙事務取扱規程の一部改正……………一

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程の一部改正……………二

大分海区漁業調整委員会選挙事務取扱規程の廃止……………四

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正……………四

参議院議員、大分県議会議員及び大分県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正……………五

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正……………六

大分県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………九

○県議会議長告示

大分県議会議長告示第一号

大分県議会議員の資産等の公開に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県議会議長 御手洗 吉生

（大分県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正）

第一条 大分県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年大分県議会議長告示第一

令和三年三月三十一日

号）の一部を次のように改正する。

第八条中「訂正の箇所に認印し」を削る。

第一号様式から第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

（大分県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県議会議長告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第二号様式の二中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改め

「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削る。

第十号様式中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第十号様式の二中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改め

「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削る。

第十四号様式中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第十四号様式の二中「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改

め、「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削る。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙事務取扱規程（昭和三十一年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第四十六条中「前二条の規定により、」を「前二条の規定により」に、「の認印をお

し」を「した旨を表示し」に改める。

第六十八条中「受領者の認印を押さ」を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

第五号様式中「㊦」を削り、「合わせた開票区設定」を「合わせた開票区設定」に改め

る。

第七号様式中「㊦」を削り、「封筒」を「封筒」に改める。

大分県報号外（議長告示・選挙委告示）

第八号様式から第十号様式まで、第十号様式の三から第十二号様式まで、第十六号様式、第十八号様式、第十九号様式及び第二十号様式の二中「回」を削る。

第二十一号様式中 「大分県選挙管理委員会 委員長 氏 名 〇〇市

（町村）選挙管理委員会 委員長 氏 名 〇〇市（町村）選挙管理委員会 委員長 氏 名

改める。

第二十三号様式中「回」及び「印」を削る。

第二十四号様式の二から第二十四号様式の六までの様式中「印」を「確認」に改める。

第二十四号様式の七中「管理者印」を「管理者確認」に、「立会人印」を「立会人確認」に、

「点検主任印」を「転記係確認」に改める。

第二十四号様式の九、第二十四号様式の十中及び第二十四号様式の十二から第二十四号様式の十四までの様式中「印」を「確認」に改める。

第二十四号様式の十五中「管理者印」を「管理者確認」に、「立会人印」を「立会人確認」に、

「点検主任印」を「転記係確認」に改める。

第二十四号様式の十六及び第二十四号様式の十七中「印」を「確認」に改める。

第二十四号様式の十八中「管理者印」を「管理者確認」に、「立会人印」を「立会人確認」に、

「点検主任印」を「転記係確認」に改める。

第二十六号様式から第二十六号様式の三まで及び第二十八号様式中「回」を削る。

第二十九号様式中「印」を削り、同様式の別紙中「ヤ」を「カ」に、

「公職選挙法第11条第1項第1号該当

「公職選挙法第11条第1項第2号該当

「公職選挙法第11条第1項第2号該当

「ウ」を「ク」に、「エ」を「ク」に、「オ」を「エ」に、「カ」を「オ」に改める。

第二十九号様式の二中「印」を削り、「すること」を「すること。」に、「有無。」を「有無」に改める。

第三十一号様式から第三十二号様式の二までの様式中「回」を削る。

第三十三号様式中「平成」及び「回」を削る。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十五号

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第三十一条の四第一項中、「印を押さ」を削り、同条第四項中「し、受領者に押印させる」を「する」に改める。

第三十四条第一項中、「印を押さ」を削り、同条第四項中「し、受領者に押印させる」を「する」に改める。

第五十八条第一項中「するとともに、当該責任者の印を押さ」を「し」に改め、同条第五項中「推せん」を「推薦」に、「し、受領者に押印させる」を「する」に改める。

第八号様式中「回」を削る。

第九号様式中「申出ます」を「申し出ます」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の

署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第九号様式の二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第九号様式の三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十二号様式中「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 大分県選挙管理委員会印は、大分県選挙管理委員会地方書記長印又は当該市の選挙管理委員会委員長印をもって代えることができる。

第十二号様式の二中「印」を削る。

第十二号様式の三及び第十二号様式の四中

受領者氏名	受領者印	交付係印

を

受領者氏名	交付係確認

に改める。

令和三年三月三十一日

第十四号様式中「印」を削る。

第十四号様式の二中

受領者氏名	受領者印	交付係印

を

受領者氏名	交付係確認

に改める。

第十四号様式の六中「印」を削る。

第十八号様式中「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

三 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第十八号様式の二中「印」を削る。

第十九号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

大分県報号外（選挙委告示）

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十号様式中「㊸」を削り、同様式の備考に次のように加える。

三 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十二号様式中「註キ」を「註ニ」に改め、「㊸」を削る。
第二十三号様式中「註キ」を「註ニ」に

受領者氏名	受領者印	捺印

を

受領者氏名	捺印 捺印 捺印

に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十六号

大分海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和四十三年大分県選挙管理委員会告示第三十九号）は、廃止する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

「並びに漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）第一条の規定による改正前の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条」を削る。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第十八号

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する規程（平成六年大分県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

別記第一号様式その一中「㊸」を削り、同様式その一の備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第一号様式その二中「㊸」を削り、備考を次のように改める。

<p>1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</p> <p>2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> <p>別記第六号様式の二五「印」を削ぎ、同様式その二の別紙以外の部分中備考に次のように加える。</p> <p>別記第六号様式の二五「印」を削ぎ、同様式その二の備考に次のように加える。</p> <p>別記第六号様式の二五「印」を削ぎ、同様式その二の備考に次のように加える。</p> <p>別記第四号様式から別記第五号様式までの様式中「印」を削る。</p> <p>別記第六号様式その一中「印」を削り、同様式その一の別紙以外の部分中備考に次のように加える。</p> <p>4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> <p>別記第六号様式の二五「印」を削ぎ、同様式その二の別紙以外の部分中備考に次のように加える。</p> <p>4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> <p>別記第六号様式の二五「印」を削ぎ、同様式その二の別紙以外の部分中備考に次のように加える。</p> <p>3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十九号</p> <p>参議院議員、大分県議会議員及び大分県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和四十六年大分県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>第八条第一項中「を記入するとともに、検印に関する責任者において署名押印」を「及び検印に関する責任者の氏名を記入」に改め、同条第四項中「し、受領者に押印させる」を「する」に改める。</p> <p>第十一条第一項中「はる」を「貼る」に、「を記入するとともに、証紙に関する責任者において署名押印」を「及び証紙に関する責任者の氏名を記入」に改め、同条第四項中「し、受領者に押印させる」を「する」に改める。</p> <p>第二号様式中「印」を削り、同様式に注として次のように加える。</p>
--	---

注 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

注 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第七号様式中「氏名印」や「氏名」及び「氏名印」を削り、同様式の注に次のように加える。

受領者氏名	受領者印	検印者	備考

を

に改める。

第七号様式の二中

受領者氏名	受領者印	交付者印	備考

を

に改める。

受領者氏名	交付者印	備考

第九号様式中「印」を削り、同様式の注に次のように加える。

3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第二十号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（平成十九年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第三号様式中「印」及び「平成」を削り、同様式備考3を次のように改める。

3 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

第八号様式中「㊟」を削り、同様式備考1中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考2を次のように改める。

3 公職の候補者等（後援団体にあっては後援団体の代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等（後援団体にあっては後援団体の代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

大分県選挙管理委員会が保有する個人情報保護等に関する規程（平成十四年大分県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員 一 木 俊 廣

「住所」郵便番号
第二号様式中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

「住所」郵便番号
第二号様式の二中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

代表者の印」や「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を添へ。

「住所」郵便番号
第十号様式中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

者印」や「及び代表者の氏名」に於て。

「住所」郵便番号
第十号様式の二中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

代表者印」や「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証

明書」を添へ。

「住所」郵便番号
第十四号様式中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

表者印」や「及び代表者の氏名」に於て。

「住所」郵便番号
第十四号様式の二中 請求者 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」
住所 や 請求者 住所 氏名」

び代表者印」や「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を添へ。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。